

子どもについての QA

Q	A
単独親権から共同親権に変更する場合には、どうすればよいでしょうか。	家庭裁判所の親権者変更の調停又は審判によらなければ、親権者は変更できませんので、親権者変更の申立てをする必要があります。 →申立手続等については「親権者変更調停」をご覧ください。
親権者を変更するにあたり、父母双方を親権者とするか(共同親権)、父母の一方を親権者とするか(単独親権)について、法律上どちらかが原則と定められていますか。	親権者を父母双方とするか(共同親権)、一方とするか(単独親権)については、個別具体的な事情に即して、子の利益の観点から定められるものであり、どちらが原則、例外ということはありません。 ただし、裁判所が審判において親権者を変更するかを判断するにあたり、一定の事由がある場合は、必ず単独親権と定める(共同親権への変更はしない)ことになります。 詳しくは、「離婚後の親権者の定めに関する手続等」の「2 親権の定め方」及び「親権者変更調停」をご覧ください。
必ず単独親権となる場合はどのような場合ですか。	「父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき」又は「父母の一方が他的一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれの有無、(親権者の指定等についての)協議が調わない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難と認められるとき」の他、これらに該当しない場合でも、「父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるとき」には、裁判所は、父母の一方を親権者と定めることになります(民法第819条第7項)。詳しくは「離婚後の親権者の定めに関する手続等」をご覧ください。

<p>お互いに合意ができているのですが、親権者を変更するためには家庭裁判所の手続が必要なのですか。</p>	<p>父母の合意ができている場合でも、親権者を変更するためには、必ず家庭裁判所の手続が必要になります。</p> <p>ただし、父が子を認知した際に父母双方や父を親権者に指定したり、離婚後に生まれた子の親権者に父母双方や父を指定する場合には、父母の合意に基づき届出をすることができますので、合意ができる場合には、家庭裁判所の手続は不要です。</p>
<p>相手方が行方不明のときに、親権者変更の調停を申し立てるにはどうしたらよいのですか。</p>	<p>まずは相手方の所在について調査等をすることが望ましいですが、調査等を尽くしても所在が分からぬときは、調停を進めることができませんので、親権者変更の審判を申し立てることが考えられます。</p>
<p>親権者の変更の審判においては、具体的にどのようなことが考慮されるのですか。</p>	<p>親権者の変更は、子の健全な成長を助けるものである必要があるので、変更を希望する事情や現在の親権者の意向、今までの養育状況、双方の経済力や家庭環境のほか、子の性格、就学の有無、生活環境などが考慮されます。</p>
<p>親権者を父母のいずれか一方から父母双方に変更した場合、子どもの監護養育は父母が交替する必要がありますか。また、子どもに関するすべての事項について父母が共同で決める必要がありますか。</p>	<p>父母の双方が親権者となつても、必ずしも子どもの監護養育を父母が交替する必要があるわけではありません。</p> <p>また、父母双方が親権者となつても、必ずしも子どもに関するすべての事項について、父母が共同で決める必要があるわけではありません。詳しくは、「親権に関する手続」をご覧ください。</p>
<p>親権者変更の調停が成立(又は変更の審判が確定)したときは、どのような手続が必要ですか。</p>	<p>届出時に親権者である者には、戸籍法による届出義務がありますので、調停が成立(又は審判が確定)した日から 10 日以内に、市区町村役場に親権者変更の届出をしなければなりません。届出には、調停調書謄本(審判の場合は、審判書謄本及び確定証明書)のほか、戸籍謄本などの提出が求められることがありますので、詳しくは届出をする役場にお問い合わせください。</p>